

櫛田川直轄河川改修事業

【再評価】

説明資料

令和8年8月10日

国土交通省 中部地方整備局
三重河川国道事務所

目 次

1. 流域委員会と事業評価監視委員会との関係について	1
2. 事業の概要	
(1) 流域の概要	2
(2) 主要洪水	3
(3) 事業の目的及び計画内容	4
3. 評価の視点	
(1) 事業の必要性等に関する視点	
1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化	5
2) 事業の投資効果	7
3) 事業の進捗状況	8
(2) 事業費の変更	9
(3) 費用対効果分析	11
(4) 当面の段階的整備	17
(5) 事業の進捗の見込みの視点	18
(6) コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点	19
4. 県への意見聴取結果	20
5. 対応方針（原案）	20

1. 流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

今回、事業再評価を実施する理由

- 再評価実施後5年間が経過したため、事業再評価を実施する。

- 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領第3の1(4)再評価実施後一定期間が経過している事業に該当

流域委員会と事業評価監視委員会との関係について

- 河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議するものとする。

- 「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」第6の6に該当

⇒三重河川流域委員会にて審議し、その結果を事業評価監視委員会に報告する。

2. 事業の概要

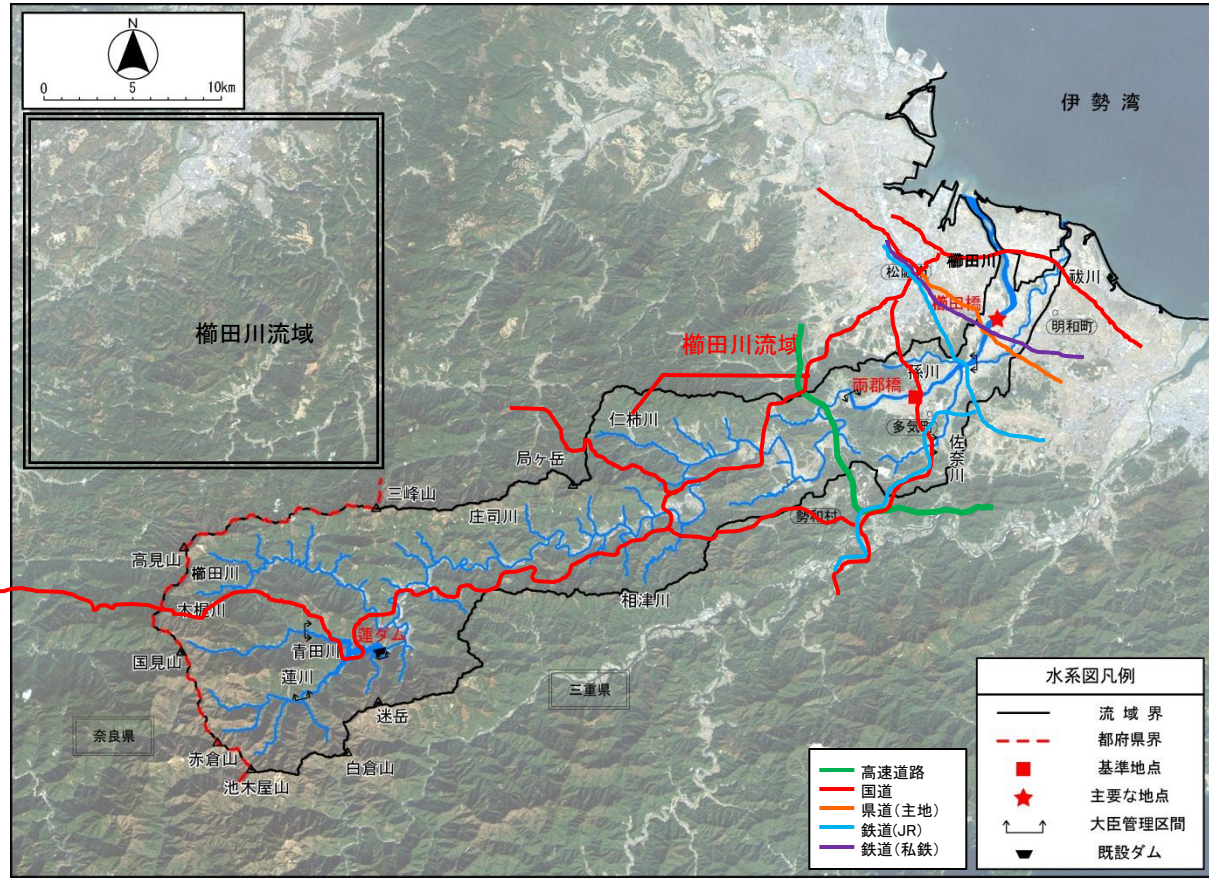
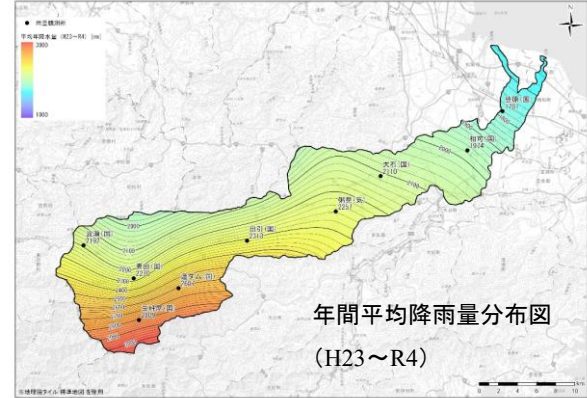
(1) 流域の概要

◇^{くしだ まつさか よしの ひがしよしの たかみやま はちす}櫛田川は、その源を三重県松阪市と奈良県吉野郡東吉野村の県境に位置する高見山(標高1,249m)に発し、^{さな はらい いせ}蓮川、佐奈川等の支川を合わせ、^{おおだいがはら}祓川を分派し伊勢湾に注ぐ幹川流路延長87km、流域面積436km²の一級河川です。

◇流域の気候は、上流域は日本有数の多雨地帯である大台ヶ原に隣接することから年間降雨量が2,500mmを超え、中下流域は2,000mm～2,200mmとなっています。

- 流域面積 : 436km²
(両郡基準地点上流) : 379km²(87%) ※1
- 幹川流路延長 : 約87km
- 流域内市町村 : 1市2町
(松阪市、多気町、明和町)
- 主要都市 : 松阪市(約15万人) ※2
- 流域内人口 : 約19万人 ※2
- 年平均降雨量 : 約2,200mm ※3
- 主要洪水調節施設 : 蓮ダム

※1 総流域面積のうち当該基準地点の占める割合を示す
※2 出典: 令和7年度国勢調査(総務省)
※3 平成23年～令和4年



櫛田川流域概要図

2. 事業の概要

(2) 主要洪水

◇戦後最大洪水である昭和34年9月の伊勢湾台風は流域全体で死者・行方不明者16人、被災浸水家屋3,814戸という大災害、近年では平成29年10月の台風21号により家屋浸水被害等が生じており、洪水氾濫等の災害から貴重な生命や財産を守り、地域住民が安心して暮らせるような社会基盤の整備が必要です。

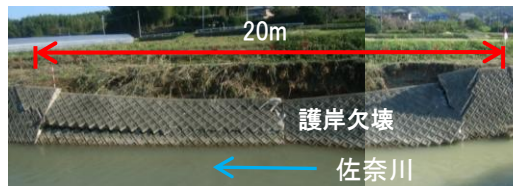
発生年月日	原因	基準地点 (両郡橋) 流量 (m ³ /s)	被害状況
昭和34年9月	伊勢湾台風 (台風15号)	約4,800 (推定流量)	死者・行方不明者16人、 負傷者248人、被災家屋3,814戸
昭和49年7月	台風8号	約2,000	田畑の冠水や道路損壊、 山崩れ、家屋被害が発生
昭和57年8月	台風10号	約3,400	直轄管理区間の被害は、 浸水面積4ha、被災家屋13戸
平成2年9月	台風19号	約3,400	直轄管理区間の被害は、 浸水面積0.6ha、被災家屋1戸
平成6年9月	台風26号	約3,800	直轄管理区間の被害は、 浸水面積0.15ha、被災家屋2戸
平成9年7月	台風9号	約2,700	田畑の冠水や道路・橋梁の 損壊の被害が発生
平成16年9月	秋雨前線 台風21号	約3,700	直轄管理区間の被害は、 被災家屋2戸
平成29年10月	台風21号	約3,100	直轄管理区間の被害は、 被災家屋2戸

← 櫛田川

まつなせ
(S34.9伊勢湾台風: 松阪市松名瀬町)



たいへいばし
(H16.9洪水: 大平橋付近の出水状況)

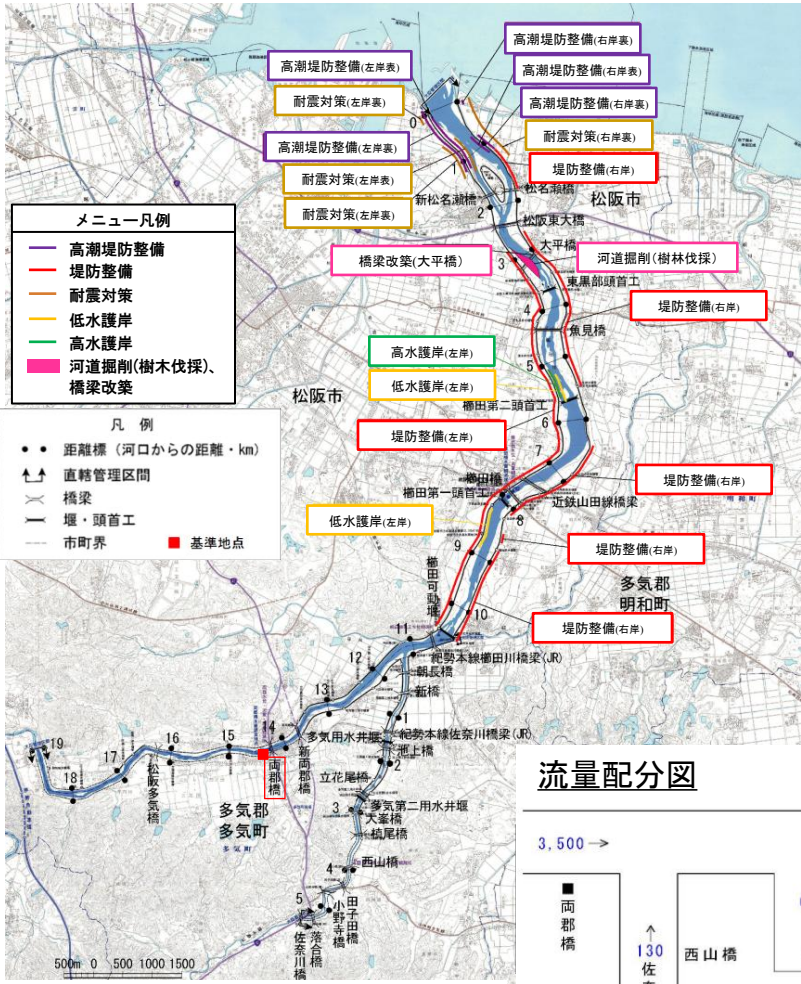


(H29.10洪水: 佐奈川5.2k付近の被災状況)

2. 事業の概要

(3) 事業の目的及び計画内容

- ◇概ね30年の整備目標として、平成17年8月3日に「櫛田川水系河川整備計画」を策定しました。
- ◇整備計画における目標は、櫛田川では観測開始後最大洪水相当となる平成6年9月洪水、佐奈川では観測開始後最大洪水相当となる昭和54年10月洪水と同規模の洪水に対し、破堤等による甚大な被害を防止します。



河川整備計画に基づく整備位置図

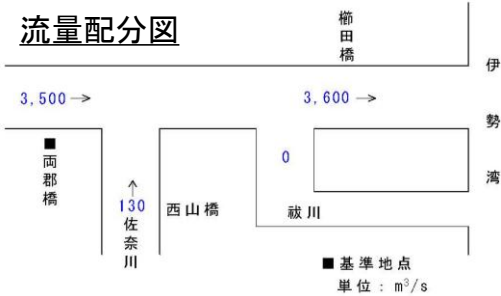
河川整備計画において目標とする河道整備流量

河川名	基準地点名	河川整備計画の目標流量	蓮ダムによる洪水調節量	河道整備流量	備考
櫛田川	りょうぐんばし 両郡橋	4,100m ³ /s	600m ³ /s	3,500m ³ /s	観測開始後最大洪水相当 (平成6年9月洪水)
佐奈川	にしまばし 西山橋	130m ³ /s	—	130m ³ /s	観測開始後最大洪水相当 (昭和54年10月洪水)

河川整備計画に基づく整備メニュー

①水位低下対策	・河道掘削、樹木伐採(流下断面の増大による流下能力の向上) ・橋梁改築(治水上の支障となっている大平橋の改築)
②堤防強化	・堤防整備、護岸整備 (堤防の高さや断面が不足している箇所の整備、 堤防や河岸の水衝部における侵食対策)
③高潮・地震・津波対策	・高潮堤防整備(高潮に対する堤防高の確保) ・地震・津波対策 (地震の後の洪水や津波による二次被害防止対策)

流量配分図



【事業概要】

事業費
約158億円(前回約148億円)

事業期間
平成16年度～令和16年度

費用対効果(B/C)
14.4(前回14.4)

3. 評価の視点

(1) 事業の必要性等に関する視点

1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化（地域の協力体制）

◇ 櫛田川では、『櫛田川がつなぐ人と自然・文化』を目標とした「環境の連続性の再生」「氾濫原・湿地環境の再生」「川と地域のつながりの再生」を実施するに当たり、地域住民、関係団体、学識者・有識者、行政機関が連携して活動を推進する事を目的とする櫛田川自然再生推進会議を開催しています。

◇ 身近な川の水質保全の重要性や河川愛護への関心等を深めていただくために「水生生物調査」を実施しています。

◇ 流域住民の安心・安全を将来にわたって確保し、豊かで暮らしやすい地域づくりに取り組むため、河川整備のより一層の施策の促進についてご要望をいただいている。

【櫛田川自然再生推進会議】

- 櫛田川の自然環境の保全・再生を地域と協働で進める取り組み。



令和7年度 第11回櫛田川
自然再生推進会議

【水生生物による水質の簡易調査】

- 櫛田川では、身近な川の水質保全の重要性や河川愛護への関心等を深めていただくために「水生生物調査」を実施しています。



水生生物採取の状況

【要望活動の状況】

- 櫛田川の河川整備の促進に向けて、沿川の関係機関と事業説明や意見交換を行い、ご要望をいただいています。



令和6年度 櫛田川祓川改修促進
期成同盟会総会

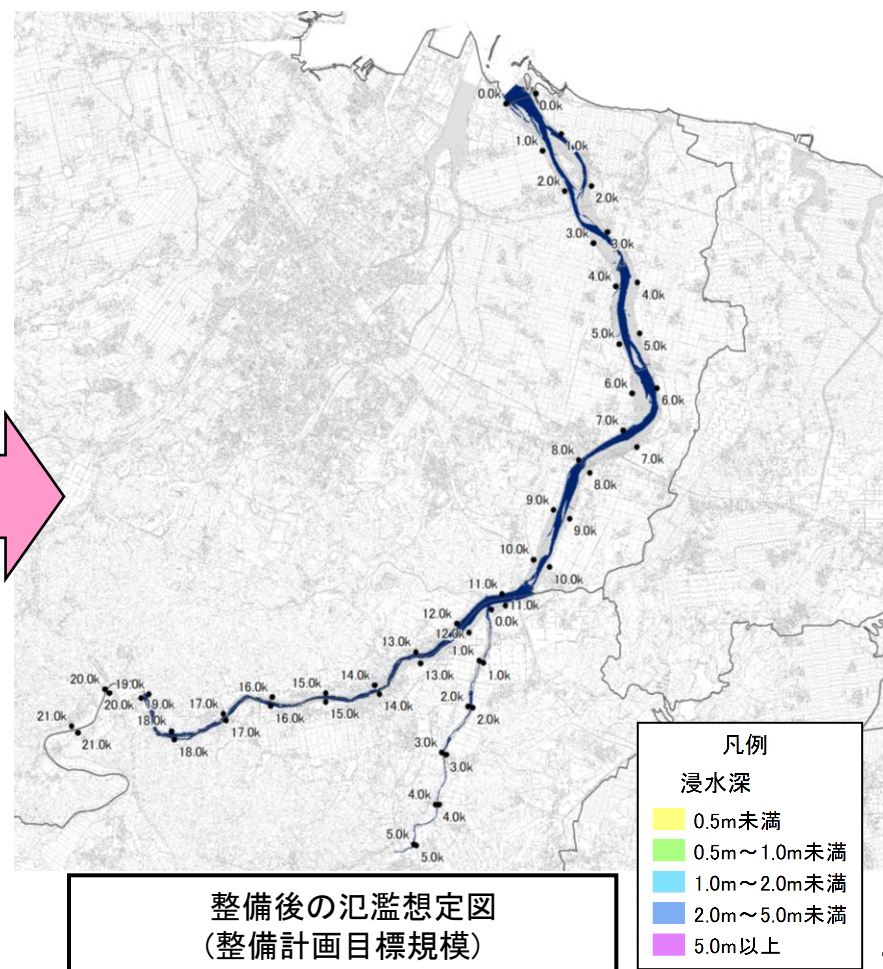
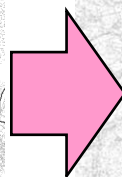
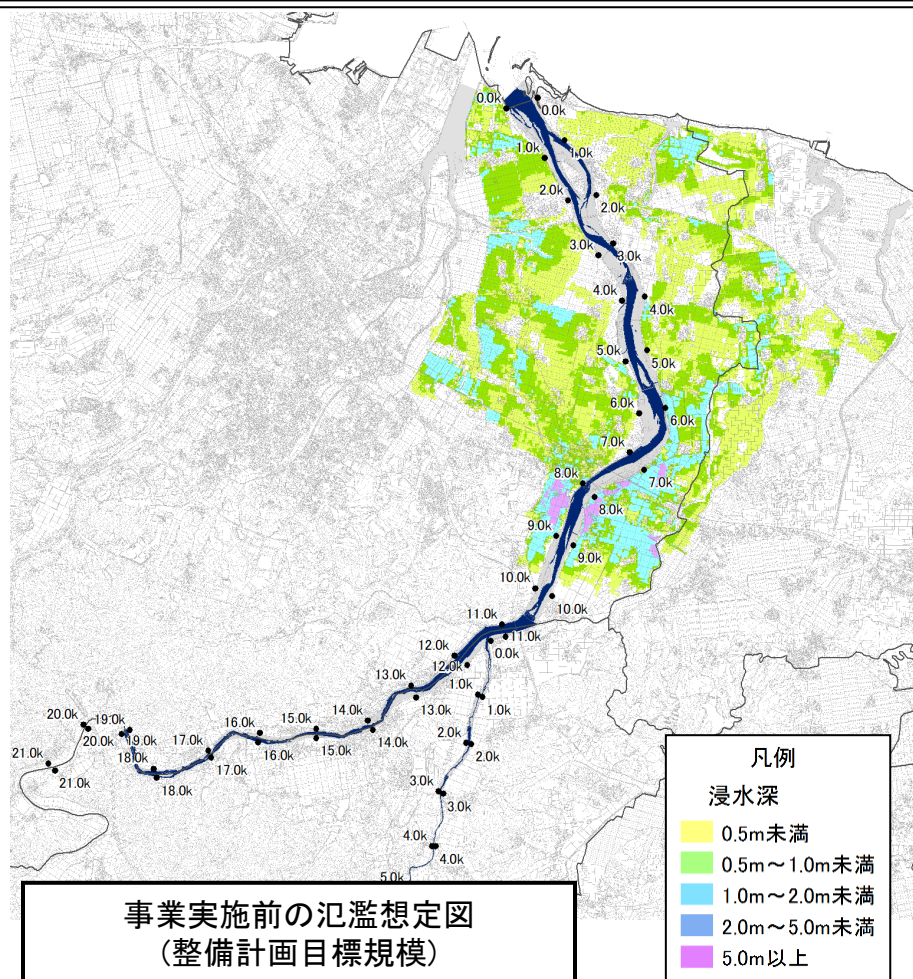
3. 評価の視点

(1) 事業の必要性等に関する視点

2) 事業の投資効果

前回評価と同様

◇河川整備計画の目標規模の大雨(観測開始後最大規模相当)が降ったことにより想定される氾濫被害は、
浸水面積:約2,700ha、浸水人口:約7,000人、浸水家屋数:約2,300世帯であり、整備を実施することで
氾濫被害は解消されます。



3. 評価の視点

(1) 事業の必要性等に関する視点

3) 事業の進捗状況

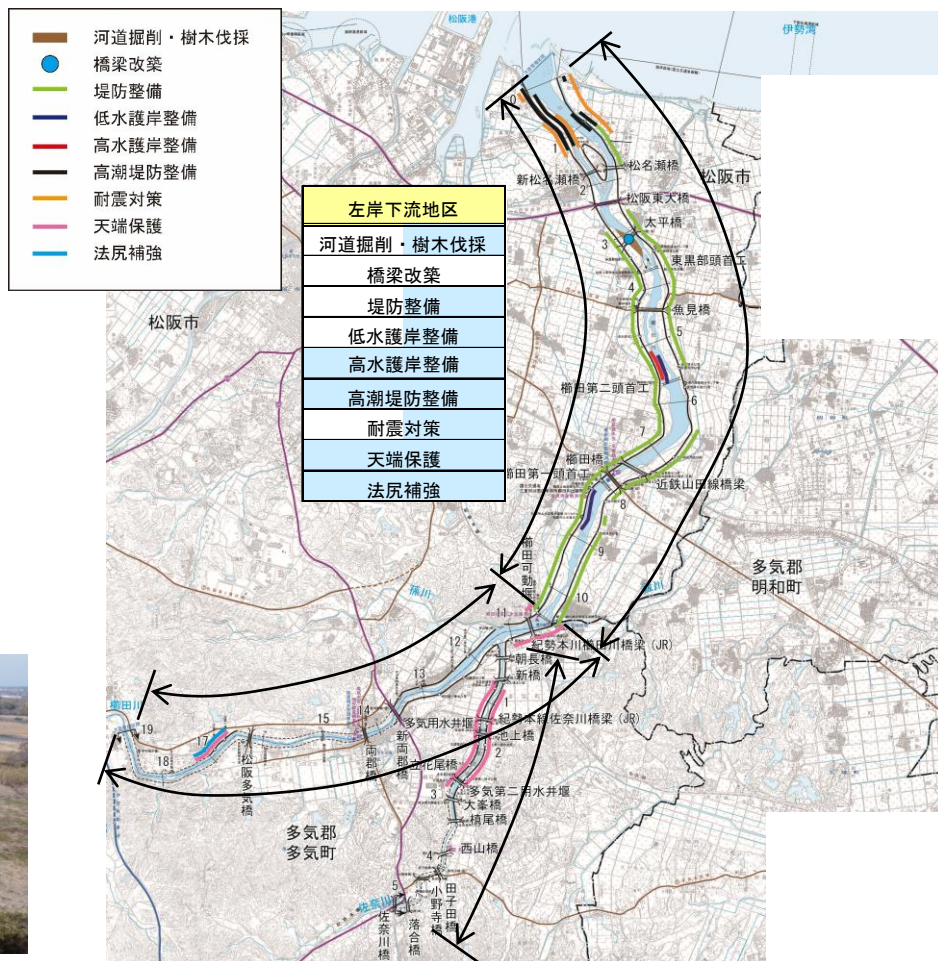
◇整備目標流量を安全に流下させるため、堤防整備、河道掘削、樹木伐採を重点的に進めています。河川整備計画（平成17年8月策定）に基づく事業の進捗率は、事業費ベースで**約79%**程度となっています。

◇引き続き、関係機関（三重県、松阪市）と十分な連携・調整を図りながら事業を実施していきます。

概ね30年間の主な整備内容

整備項目	事業全体	整備済み ※令和8年度末時点	残事業
河道掘削・ 樹木伐採	0.6km	0.5km	0.1km
橋梁改築	1箇所	—	1箇所
堤防整備 (築堤)	14.6km	9.5km	5.1km
低水護岸整備	1.0km	0.1km	0.9km
高水護岸整備	0.4km	0.4km	-
天端保護	5.8km	5.8km	-
法尻補強	1.0km	1.0km	-
高潮堤整備	3.5km	3.5km	-
耐震対策	2.2km	1.6km	0.6km

【事業進捗状況図】



3. 評価の視点

(2) 事業費の変更

◇事業費を前回再評価:約148億円→今回:約158億円に変更いたします。

◇事業費の主な変更要因は以下の通りです。

I. 物価上昇など社会的要因の変化等によるもの

主な変更要因	増減	変更内訳
I. 社会的要因の変化等によるもの	+約10億円	
①物価上昇による増額	+約10億円	●物価上昇(労務単価及び資機材価格の上昇)による増額

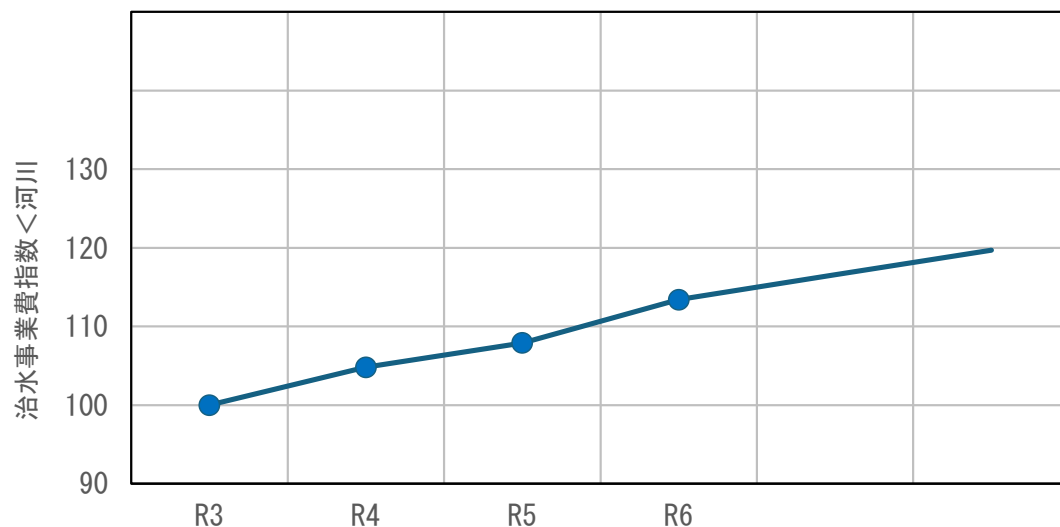
3. 評価の視点

(2) 事業費の変更 物価上昇（労務単価及び資機材の増加）による増額

◇原材料費及びエネルギーコストの世界的な高騰、コロナ禍からの世界経済の回復に伴う需要拡大によって、労務単価・資機材等の上昇、週休2日工事の実施に必要な経費を事業費に反映します。

◇これに伴い、約10億円の増額が必要となります。

年度別治水事業費指数の換算比率(令和3年度基準)



治水事業費指数<河川>換算比率の推移（R3=100）としたとき

※治水事業費指数：治水経済調査マニュアル（案）（各種資産評価単価及びデフレーター）第11表のうち河川を適用。

治水事業費は、工事費、附帯工事費、測量設計費、船舶及び機械器具費、営繕費、用地費及び補償費から構成されている。

※令和6年度、令和7年度、令和8年度の治水事業費指数は未公表のため、建設工事費デフレーター（2026年6月30日付）を用いた。

3. 評価の視点

(2) 費用対効果分析 実施判定票

費用対効果分析実施判定票

年度: 令和8年度

事業名: 櫛田川直轄河川改修事業

担当課:

担当課長名:

様式1

※各事業において全ての項目に該当する場合には、費用対効果分析を実施しないことができる。

項目	判定	
	判断根拠	チェック欄
(ア) 前回評価時において実施した費用対効果分析の要因に変化が見られない場合		
事業目的		
・事業目的に変更がない	■ 事業目的に変更がない	■
外的要因		
・事業を巡る社会経済情勢の変化がない 判断根拠例[地元情勢等の変化がない]	■ 地元情勢等の変化がない	■
内的要因<費用便益分析関係> ※ただし、有識者等の意見に基づいて、感度分析の変動幅が別に設定されている場合には、その値を使用することができる。 注)なお、下記2.～4.について、各項目が目安の範囲内であっても、複数の要因の変化によって、基準値を下回ることが想定される場合には、費用対効果分析を実施する。		
1. 費用便益分析マニュアルの変更がない 判断根拠例[B/Cの算定方法に変更がない]	■ 治水経済調査マニュアル(案)に変更がない	■
2. 需要量等の変更がない 判断根拠例[需要量等の減少が10%※以内]	■ 需要量の減少が10%以内 前回:13,654(百万円)→今回:13,767(百万円)	■
3. 事業費の変化 判断根拠例[事業費の増加が10%※以内]	■ 事業費の増加が10%以内 前回:14,840(百万円)→今回:15,858(百万円)	■
4. 事業展開の変化 判断根拠例[事業期間の延長が10%※以内]	■ 事業期間に変更はない	■
(イ) 費用対効果分析を実施することが効率的でないと判断できる場合		
・事業規模に比して費用対効果分析に要する費用が大きい 判断根拠例[直近3カ年の事業費の平均に対する分析費用1%以上] または、前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値を上回っている。	■ 前回評価時の感度分析における下位ケース値が基準値[B/C=1.0]を上回っている 【R3評価時の下位ケース値】 (全体事業) 残事業費+10% B/C=13.9 残工期-10% B/C=14.4 資産額-10% B/C=13.0 (残事業) 残事業費+10% B/C=11.7 残工期±10% B/C=12.9 資産額-10% B/C=11.6	■
前回評価で費用対効果分析を実施している	前回評価時の費用対効果分析結果:B/C=14.4	■
以上より、費用対効果分析を実施しないものとする。		

3. 評価の視点

(3) 費用対効果分析 ～貨幣換算が困難な水害被害の定量化について～

前回評価と同様

今後の治水事業をより効果的に進めるとともに、水害リスクの把握を目的として、水害の被害指標分析を実施

- これまでの治水事業における事業評価では、家屋被害、事業所資産被害等の貨幣換算が可能な一部の被害項目のみを評価の対象としていた
- 近年の水害においては、人的被害、交通途絶、ライフライン途絶、サプライチェーンの寸断による経済波及被害、地下施設被害等、これまで評価してこなかった被害による社会的影響が非常に大きくなっている
- そこで、これらの被害項目について、「水害の被害指標分析の手引き」(H25試行版)により、定量的な推計を行うこととした。



- 事業評価への活用
よりの確に事業効果を把握することが可能となる
- リスク評価への活用
氾濫時の水害リスクを的確に把握することが可能となる

近年水害被害の特徴

- | | | |
|-------------------------|-----------------|------------------------------------|
| ➢ 台風23号(2004) | 防災拠点の被災 | (町役場の防災無線室への浸水による災害情報伝達機能の喪失) |
| ➢ アメリカのハリケーン・カトリナ(2005) | 電気・ガス等のライフライン途絶 | (最大300万世帯が停電し、3週間経過後の復旧率は約2割) |
| | 医療施設の被災 | (停電で医療設備が使えず、終末期の患者4名を安楽死させた病院が発生) |
| ➢ 東日本大震災における津波被害(2011) | 人的被害 | (2万1176人の死者・行方不明者) |
| | 交通途絶 | (幹線道路の通行止め、未だに復旧していない鉄道区間) |
| ➢ タイのチャオプラヤ川洪水(2011) | 経済被害の波及 | (サプライチェーンの寸断により日本や北米などの生産活動も停滞) |
| ➢ アメリカのハリケーン・サンディ(2012) | 地下施設の被災 | (10日間以上の地下鉄運休) |

新たに定量化する被害項目

直接被害

資産被害

- ・一般資産被害(家屋、家庭用品、事業所資産、等)
- ・農作物被害
- ・公共土木施設被害

①人的被害(想定死者数、孤立者数等)

間接被害

稼働被害

- ・営業停止被害(事業所、公共・公益サービス)
- ・応急対策費用(家計、事業所)

- ②社会機能低下被害(医療施設、社会福祉施設、防災拠点)
- ③波及被害(交通途絶、ライフライン途絶、経済被害の波及)
- ④その他被害(地下施設、文化施設) その他被害(水害廃棄物)

(:これまで便益として計上していた被害項目、 :新たに定量化する被害項目 ※本指標については、便益に計上していない。)

3. 評価の視点

(3) 費用対効果分析 ～貨幣換算が困難な水害被害の定量化について～

前回評価と同様

設定した被害指標について

評価項目		
直接被害		
資産被害		
一般資産	家屋、家庭用品、事務所償却資産、事業所在庫資産、農漁家償却資産、農漁家在庫資産	
農産物被害	浸水による農作物の被害	
公共土木施設等被害	公共土木施設、公共事業施設、農地、農業用施設の浸水被害	
①人的被害		
人的被害	死者数、孤立者数、避難者数など	
間接被害		
稼働被害		
営業停止被害	家計	
	事業所	
	公共・公益サービス	
応急対応費用	家計	
	事業所	
	国、地方公共団体	
②社会機能低下被害		
医療・社会福祉施設等の機能低下による被害	医療施設、社会福祉施設等	
防災拠点の機能低下による被害	役所、警察、消防等の防災拠点施設	
③波及被害		
交通途絶による波及被害	道路、鉄道、空港、港湾等	
ライフラインの停止による波及被害	電力、水道、ガス、通信等	
経済被害の域内、域外への波及被害	事業所	
精神的被害		
④その他		
地下空間の被害	※櫛田川流域では該当なし	
文化施設等の被害	※櫛田川流域では該当なし	
水害廃棄物の発生		
リスクプレミアム		
水害により地域の社会経済構造が変化する被害		
高度化便益		

便益として計上している項目

定量化が可能で便益として計上していない項目

定量化されず便益として計上していない項目

①～③について
定量化指標を設定

水害による被害指標分析(試行)
今回算出した項目

①人的被害の被害指標

- ・想定死者数
- ・最大孤立者数

②社会的機能低下被害の被害指標

- ・機能低下する医療施設数
- ・機能低下する社会福祉施設数

③波及被害の被害指標

- ・途絶する主要な道路
- ・道路途絶により影響を受ける交通量

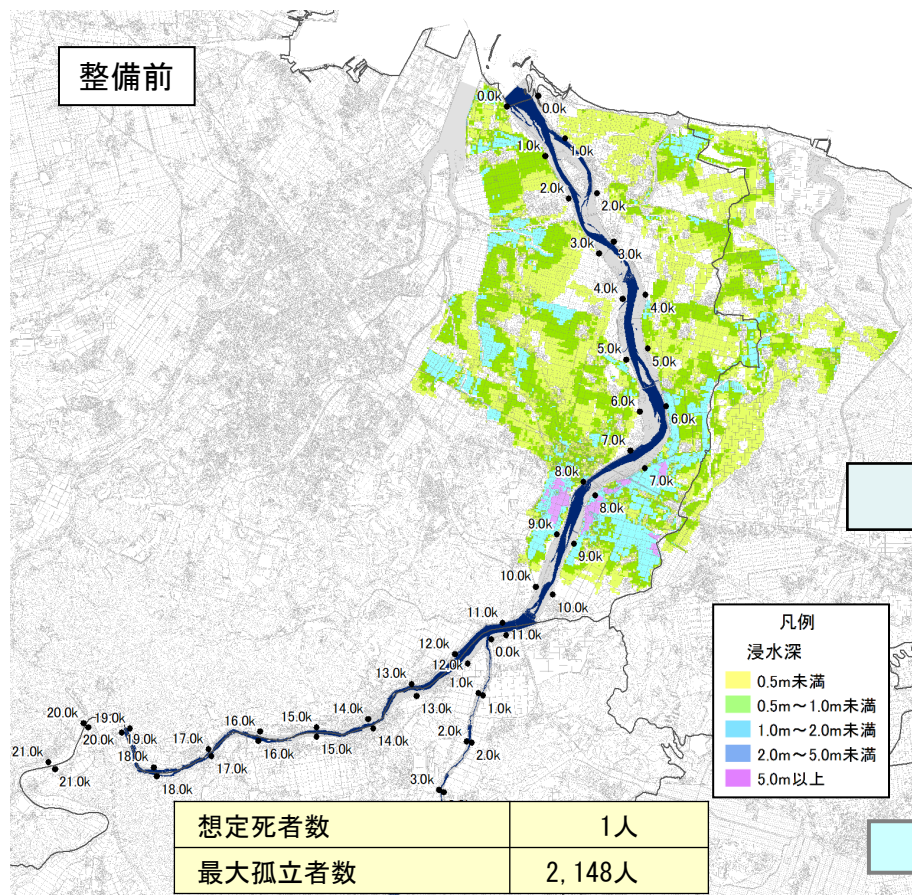
3. 評価の視点

(3) 費用対効果分析 ～貨幣換算が困難な水害被害の定量化について～

前回評価と同様

① 人的被害の被害指標(想定死者数、最大孤立者数)

◇河川整備計画の目標規模の大雨が降ったことにより想定される浸水が発生した場合、想定死者数は**1人**、最大孤立者数は**2,148人**と推定されるが、整備を実施することで人的被害は**解消**される。



※想定死者数はLIFESimモデルをベースとしたモデルに基づき、年齢別、住居階数別、浸水深別の危険度を勘案して算出した。

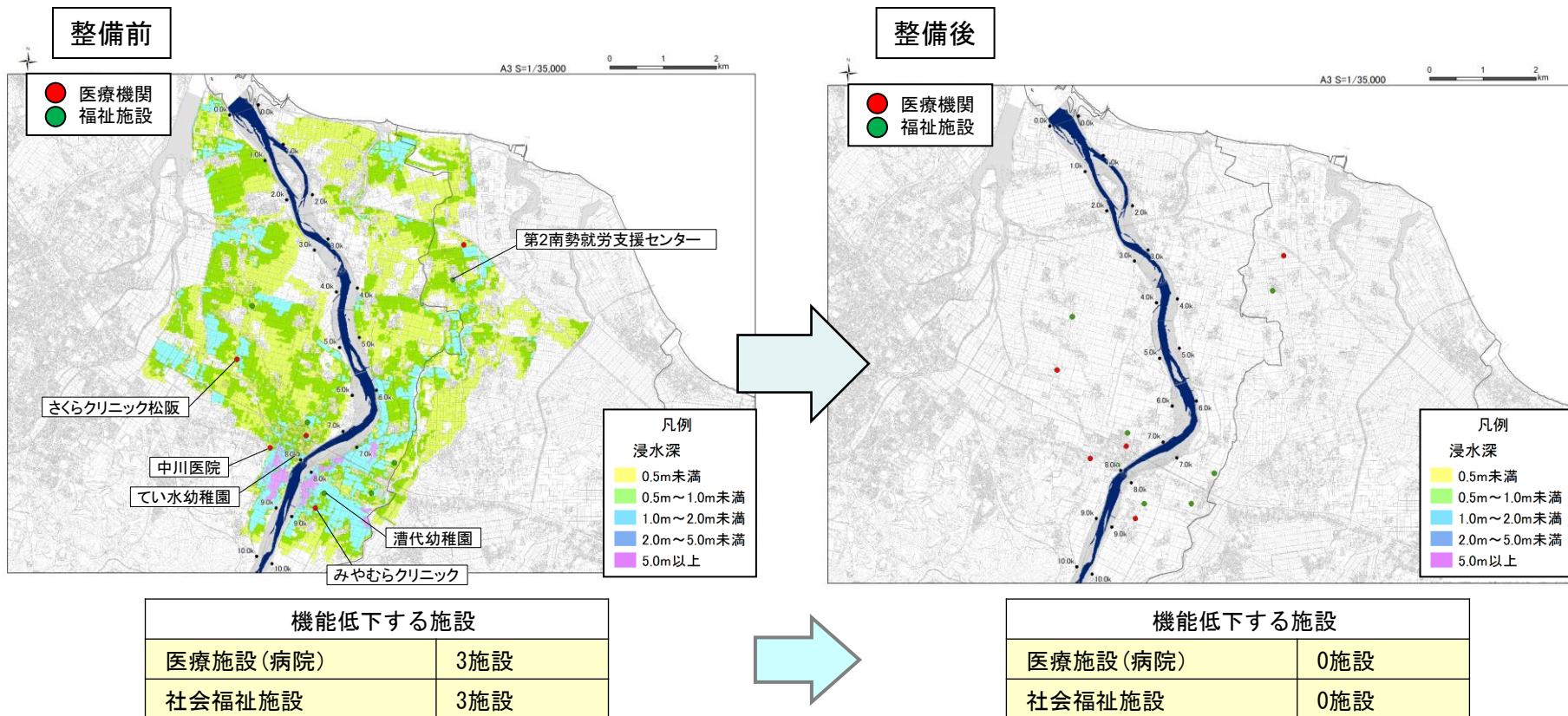
3. 評価の視点

(3) 費用対効果分析 ～貨幣換算が困難な水害被害の定量化について～

前回評価と同様

②社会機能低下被害の被害指標(医療施設、社会福祉施設)

◇河川整備計画の目標規模の大雨が降ったことにより想定される浸水が発生した場合、機能低下する医療施設は**3施設**、社会福祉施設は**3施設**と推定されるが、整備を実施することで**解消**される。



※1 対象とする医療施設は、河川整備計画の目標規模で浸水する施設(病院、診療所)とした。

※2 対象とする社会福祉施設は、河川整備計画の目標規模で浸水する施設(老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、保育所、幼稚園)とした。

※3 機能低下する施設は、自動車(救急車)の走行困難、災害時要援護者の避難が困難な水深(約30cm以上)を対象とした。

3. 評価の視点

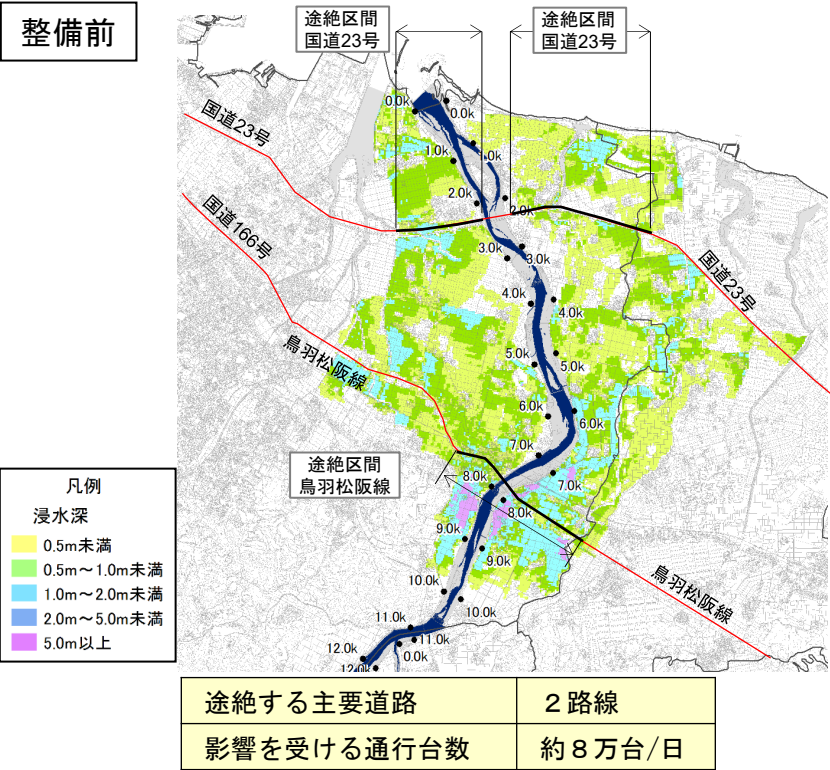
(3) 費用対効果分析 ～貨幣換算が困難な水害被害の定量化について～

前回評価と同様

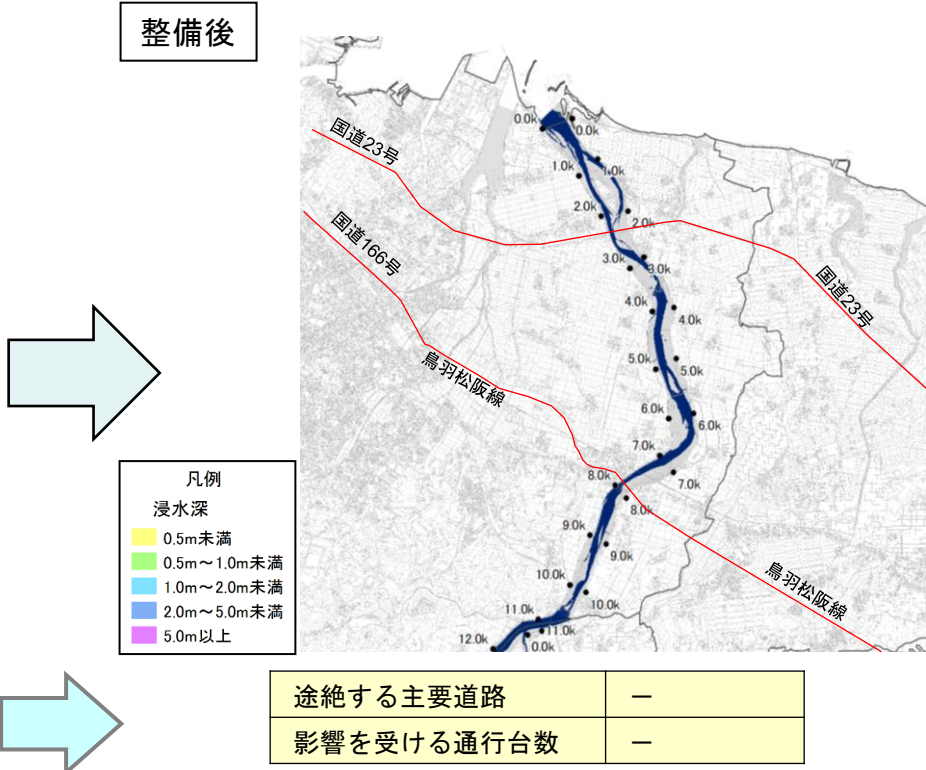
③波及被害の被害指標(交通途絶が想定される道路施設)

◇河川整備計画の目標規模の大雨が降ったことにより想定される浸水が発生した場合、途絶する主要道路は**国道23号、鳥羽松阪線**であり、整備を実施することで交通途絶被害は**解消**される。

整備前



整備後



※途絶する道路は浸水深約30cm以上を対象とした。
影響を受ける通行台数は、道路交通センサス（平成27年度）24時間自動車類交通量を基に算定した。

3. 評価の視点

(4) 当面の段階的な整備

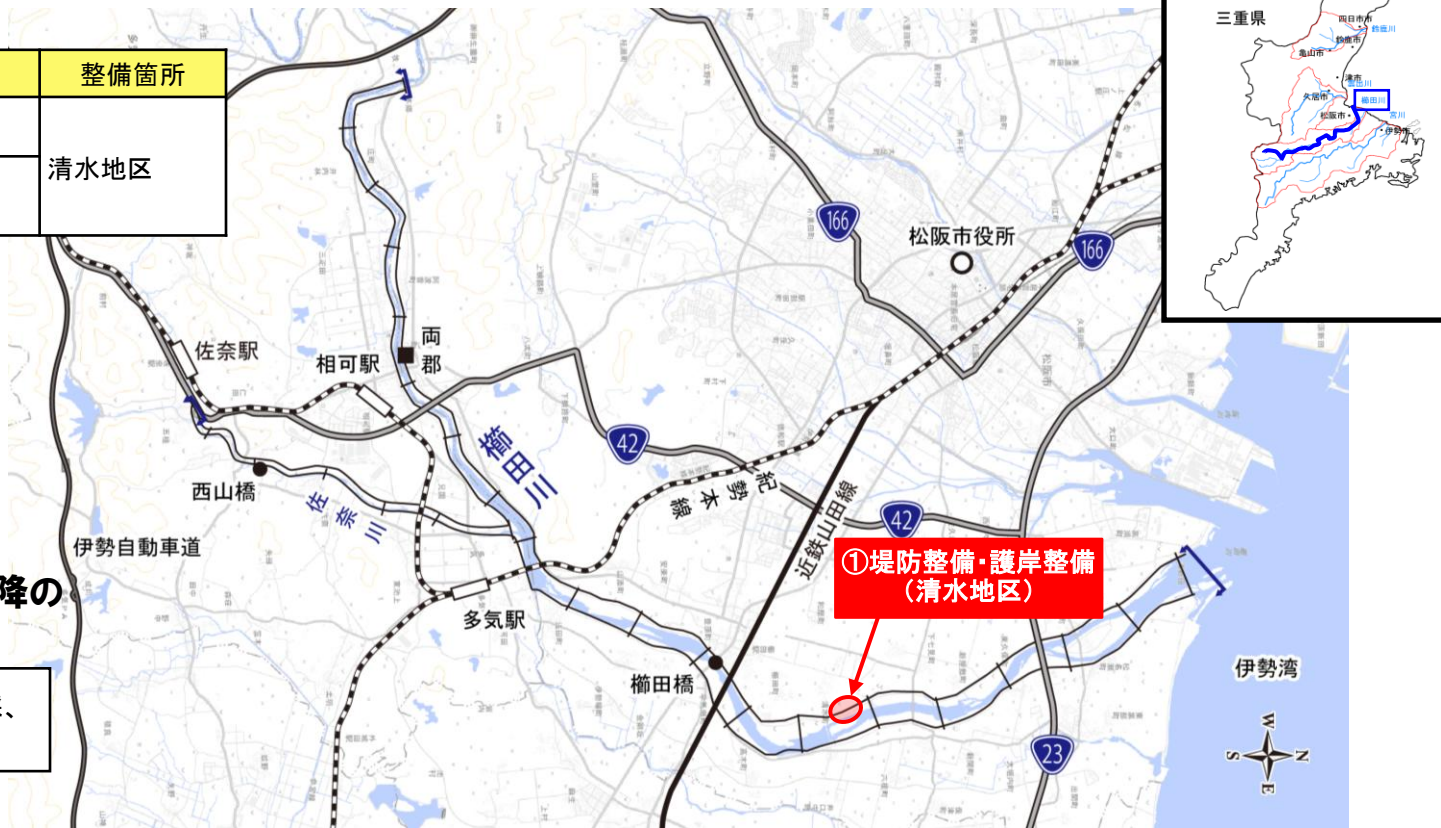
◇ 櫛田川における当面(概ね4年)の整備は、清水地区で平成6年9月洪水と同規模の降雨の洪水を安全に流下させるため、主に堤防整備、護岸整備等を予定しています。

当面の段階的な整備の内容(予定)

整備項目		整備箇所
①	堤防整備	清水地区
	護岸整備 (低水・高水)	

当面の段階的な整備以降の 整備の内容(予定)

・堤防整備、河道掘削・樹木伐採、
橋梁改築、耐震対策 等



当面の段階的な整備箇所(予定)

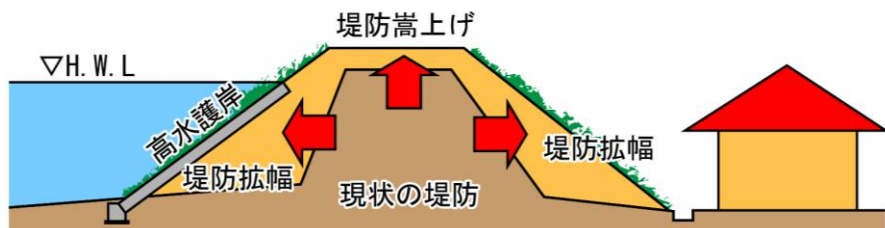
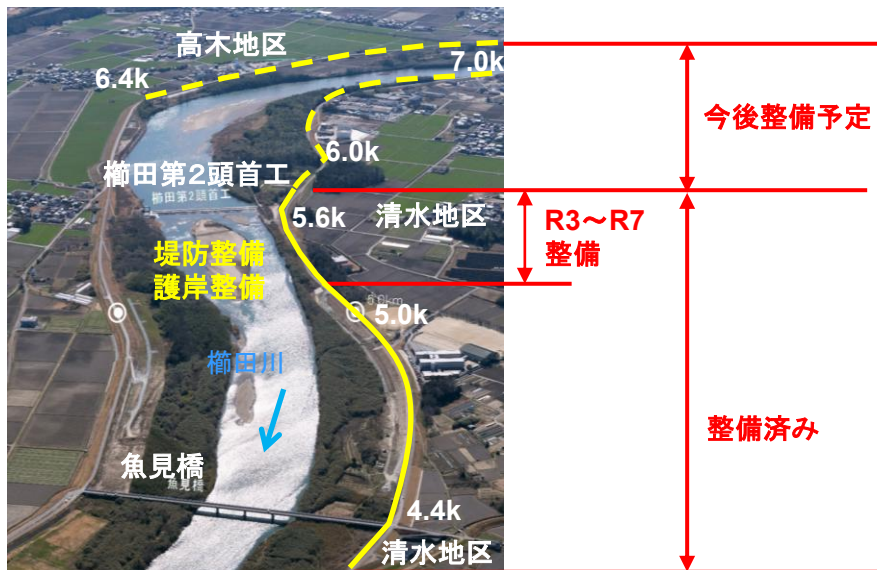
3. 評価の視点

(5) 事業の進捗の見込みの視点

◇清水地区等では、堤防の高さや断面が不足している箇所の堤防整備、侵食のおそれのある箇所の護岸整備を下流から順番に実施していきます。

◇流下能力を阻害する大平橋(S26完成)改築及び、周辺の河道掘削・樹木伐採等の早期実施に向け、施設管理者(松阪市)等と十分な連携を図り、事業をしていきます。

清水地区等：堤防整備、護岸整備



大平橋周辺： 河道掘削・樹木 伐採、橋梁改築



堤防整備

河道掘削
樹木伐採

堤防整備

3. 評価の視点

(6) 主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画、コスト縮減、代替案立案等の改善の視点

①主たる施設の構造等に関する事業手法や事業計画

本事業の上位の計画である櫛田川水系河川整備計画について、前回評価時より変更はありません。

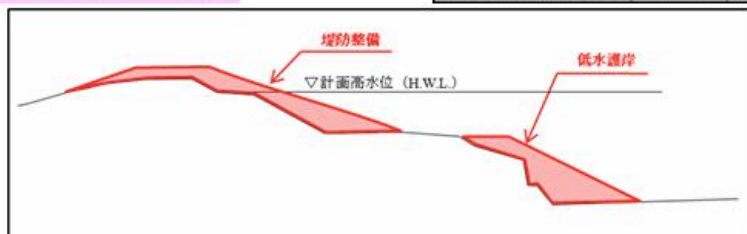
②コスト縮減の可能性

櫛田川清水地区の堤防整備において、櫛田川で発生する河道掘削残土や近傍で実施している河川環境整備事業の発生土を活用し、仮締切・築堤盛土材へ転用することで、堤防整備に係るコスト縮減を図ってまいります。

位置図



工事イメージ図



河道掘削残土



大型土の中詰め材転用



築堤盛土材転用



③代替案立案の可能性

河川整備計画は、策定時点の流域における社会経済状況、自然環境の状況、河道状況を踏まえて策定したものであり、今回の評価では、事業を巡る社会経済情勢等に大きな変化はなく、また、事業の投資効果、進捗状況に問題はないため、現時点においても、河川整備計画における河川改修が最も適切であると考えます。

4. 県への意見聴取結果

三重県	本事業は、櫛田川水系の治水安全度向上及び、南海トラフ地震による地震・津波被害を軽減するために重要な事業です。今回の事業費の変更要因については、社会的要因を反映した物価上昇による増額であることを理解しますが、今後の事業を遂行するうえで、より一層のコスト縮減をはかるとともに、引き続き、本県と十分な調整をしていただき、効率的・効果的な事業執行をお願いします。
-----	---

5. 対応方針（原案）

当該事業は、現時点においても、その必要性、重要性は変わっておらず、事業進捗の見込みなどからも、引き続き事業を継続することが妥当であると考えます。